

株主総会参考書類（別冊）

第2号議案 当社とJXエネルギー株式会社との吸収合併契約承認の件

JXエネルギー株式会社の最終事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に係る計算書類等の内容

事業報告	1頁～22頁
貸借対照表	23頁
損益計算書	24頁
株主資本等変動計算書	25頁
個別注記表	26頁～31頁
会計監査人の監査報告書謄本	32頁
監査役の監査報告書謄本	33頁

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

ア. 経済情勢および当社グループを取り巻く環境

当期における世界経済は、中国においては、企業の生産活動および設備投資の伸びに加え、国のインフラ関連投資の伸びも鈍化したことから、景気の減速が鮮明となったものの、米国において個人消費を中心に景気が回復したことに支えられ、全体としては前期に引き続き成長しました。また、日本は、個人消費と設備投資の拡大に力強さを欠き、緩やかな回復にとどまりました。

アジアの一般的原油指標価格であるドバイ原油の価格は、前期から続く供給過剰感が払拭されない中、シリア、イエメン等の中東諸国の政情不安を背景に、期初は一時的に持ち直しましたが、その後は、イラン核開発問題に対する経済制裁の解除や中国の経済成長鈍化、さらには、原油価格下落に対するOPECの静観姿勢の影響を受け、概ね下落基調で推移しました。

他方、我が国の石油製品の需要は、燃料転換の進展といった構造的要因によるA重油・C重油の減少に加え、電力需要の減少や太陽光発電の伸長等による電力用C重油・生焚原油の大幅な減少はありましたが、ガソリンが前期並みに推移したことから、石油製品全体では僅かな減少に留まりました。また、石油製品の市況は、原油価格の下落基調が継続したことに伴い、低下しました。石油化学製品については、原油価格下落の影響を受けたものの、中国を中心に需要が堅調に推移した上に、同国の石油化学プラントにおいてトラブルが発生し、需給環境が改善したことから、市況は概ね安定的に推移しました。

以上のとおり、長期的に進行する石油製品の構造的な需要減退に加え、電力・ガスシステム改革による熾烈な競争の幕開け、さらには、原油価格の先行き不透明感の高まりなど、エネルギー業界を取り巻く事業環境は一層厳しさを増しております。このような環境において、JXグループが持続的に成長してゆくためには、東燃ゼネラルグループとの統合により経営資源を結集させ、一層強靱な事業基盤を構築するべきであると判断し、平成27年12月、同グループと経営統合を目指すことについて基本合意に至りました。その一方で、第2次中期経営計画に掲げた基本戦略を迅速かつ着実に遂行することも先送りが許されない重要な課題であることから、次のとおり諸施策を実施しました。

イ. 第2次中期経営計画の進捗状況

(ア) 基幹事業である石油精製販売事業の収益力強化

石油精製販売事業については、内需減退に加え、原油価格の乱高下にも打ち克てる強靱な事業基盤を構築するべく、サプライチェーンの全社横断的な見直しに基づく競争力強化施策やその他の各種販売施策の実行に全力を尽くしました。

まず、調達面では、採算性向上のため、スポット取引を増加させることとした上で、経済性の高い原油を機動的に購入したほか、原油マーケットの動向を捉えて既存タンクの余剰能力を有効活用した取引を拡大し、収益を確保しました。次に、生産面では、安全・安定操業を第一として取り組んだ上で、一層の効率化・経費節減を進め、また、国際競争力強化に向けた設備投資を着実に実行しました。具体的には、平成27年12月に竣工した鹿島製油所の「溶剤脱れき装置」および「ボイラ・タービン発電設備」を安定的に稼働させ、減圧残渣油から付加価値の高い留分を回収・精製するとともに、売電を開始しました。このほか、水島製油所の石油コークスを燃料とする「ボイラ発電設備」の新設についても、着工に向けた準備作業を順調に進めております。さらに、販売面では、SSの土台となる清潔感、接客サービス等を高いレベルで定着させることでお客様満足度の向上を図り、もって「ENEOS」のブランド価値を一層高めました。その上で、来店者数を増加させるべく、SS商品の需要期ごとの集客キャンペーンやTポイント参加企業とのタイアップに精力的に取り組みました。また、最適なSSネットワークの構築を目指し、SSの再編・効率化も推し進めました。これらに加え、平成27年7月には、石油製品販売子会社の経営・SSネットワークの効率化を企図して、株式会社ENEOSフロンティアと株式会社ENEOSネットの経営統合を実行するとともに、その直売事業を株式会社ENEOSサンエナジーに集約しました。他方、輸出については、国内需給と海外マーケットの状況に応じて機動的に実行することにより、収益を改善しました。

(イ) エネルギー変換企業としての事業拡大の追求

電力システム改革に続き、ガスシステム改革に向けた国の検討が進み、エネルギー業界のボーダーレス化が目前に迫る状況において、お客様の多様なニーズに応えるエネルギー変換企業として電気、ガス、石炭、水素等の各事業をそれぞれ成長させ、将来の収益の柱とするべく、当期においては、次のとおり各事業の環境・ステージに合せた施策を実施しました。

a. 電気事業、ガス事業および石炭事業

電気事業については、まず、平成28年4月から全面的に自由化される家庭向け電力小売市場において確実に収益を上げるべく、戦略的に各種体制を構築した上で、「ENEOSでんき」を家庭向け電力販

売のブランドとして掲げ、満を持して参入しました。具体的には、WebサイトやSS店頭において手軽に申し込むことができる体制を整備した上で、お客様がお得感を感じて選んでいただけるような料金体系・各種特典を設定し、これらを効果的に周知するべく、印象的な広告を積極的に展開しました。加えて、質の高い接客力を持つ家電量販店や、大規模な顧客基盤を有する通信事業者との事業提携等を行った結果、平成28年3月末時点において、10万件の事前申込みを獲得するなど、順調なスタートを切りました。また、業務用・産業用電力についても、関東および関西地方のビル、工場等向けの販売を拡大しました。他方、競争力の高い電気を安定的に供給するべく、川崎天然ガス発電所の発電設備増設に向けた準備作業を着実に進めました。

ガス事業については、平成27年4月、東北地方および北海道東部地域の需要を取り込むべく建設した大型LNG輸入基地「八戸LNGターミナル」およびLNG二次基地「釧路LNGターミナル」の営業運転を開始し、両基地を活用した電力会社、都市ガス会社その他の需要家向けの天然ガス・LNG販売に積極的に取り組みました。

石炭事業については、市況を見据えつつ、当社が権益を保有するオーストラリア・バルガ炭鉱の一般炭を中心に国内販売に努めたほか、海外における新規顧客の開拓にも尽力しました。

b. 燃料電池事業および水素事業

燃料電池事業については、一層効果的なLPガスの需要防衛を可能とし、かつ、効率的な体制とするべく、平成28年4月、燃料電池の販売事業を当社グループのLPガス元売会社に移管しました。

水素事業については、燃料電池自動車の普及状況に歩を合わせつつ、将来的な水素社会到来への備えを確実に進むべく水素ステーションの開所を進め、平成28年3月末時点においては、全国37か所の水素ステーションを運営することとなりました。また、平成28年3月、本牧事業所に設置した当社初の燃料電池自動車向け水素製造拠点である「水素製造出荷センター」の稼働を開始し、水素の「製造」から、「輸送」・「販売」まで一貫して操業することができる体制を構築しました。

(ウ) 海外市場におけるプレゼンス確立

国内における石油製品需要は減退する一方で、新興国におけるエネルギー・資源需要は経済成長に伴い増加することから、こうした環境をビジネスチャンスと捉え、着実に需要を取り込むことによって当社の収益基盤を強化するべく、次のとおり、石油精製販売事業で培った知見・ノウハウを海外において展開するとともに、採算性の高い石油化学製品や潤滑油製品、さらには独自技術に基づく高付加価値製品の海外販売の拡大に取り組みました。

a. Vietnam National Petroleum Group社への出資決定

ベトナムにおいては、石油製品の需要拡大が見込まれていることから、まずは石油製品販売事業の展開に向けた足掛かりとするべく、ベトナム国有企業であり、最大手の石油製品販売会社であるVietnam National Petroleum Group社と協議を続けてまいりました。この結果、平成28年4月、同社およびベトナム政府との間で、同社の戦略的パートナーとして出資することについて合意に達し、契約を締結いたしました。

b. 基礎化学品事業

基礎化学品事業については、アジア最大のパラキシレン供給体制を活用し、中国を中心とした拡販に積極的に取り組むとともに、サプライチェーンにおけるすべてのマージンを取り込める強みを活かし、適正マージンの確保に努めたことから、収益が改善しました。プロピレンに関しては、平成27年9月以降の需給緩和によるマージン縮小の影響を受けましたが、設備稼働率を機動的・効果的に調整したことにより、収益を確保しました。

c. 潤滑油事業

潤滑油事業については、平成27年7月、日系カーメーカーが工場新設を加速しているメキシコにおいて、本格的な販売活動を開始し、同国およびその近隣中南米諸国向けの販売体制を強化しました。また、米国に生産拠点を持つ日系カーメーカーの販売台数・業容拡大に伴い増加する潤滑油需要を確実に取り込むべく、平成28年3月、米国子会社における潤滑油製造工場の生産能力を増強しました。

d. 機能化学品事業

機能化学品事業については、需要の伸びが堅調であるENB・SASおよび工業用洗浄剤等の既存商品の拡販に積極的に取り組んだことに加え、お客様のニーズに即応して顧客便益の高い新商品の開発を加速するべく、平成27年4月および同年10月に、中央技術研究所の商品開発機能の一部を機能化学品カンパニーに移管し、同カンパニーにおいて商品開発から販売までを一貫して運営できる体制としました。また、培地事業については、欧州においてさらなる拡販を図るべく、イタリアの販売代理店を買収しました。

ウ. 業績の概要

以上の取組みの結果、当期における当社（単体）の業績は、原油価格の下落に伴い石油製品の販売価格が低下したことから、売上高は、6兆3,695億円（前期比21.9%減）となり、損益面では、原油価格の下落に伴う在庫影響と白油マージン低迷により、営業損失は、1,393億円、経常損失は、956億円となりました。また、原料炭価

格の下落により、特別損失として石炭開発に係る事業会社株式の評価損144億円を計上し、この結果、当期純損失は711億円となりました。なお、在庫影響を除いた経常利益は、1,315億円（前期比94.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

ア. 今後の事業環境

さて、今後の事業環境を展望しますと、世界経済は、中国の経済成長が引き続き鈍化することが懸念されるものの、米国の安定的な景気回復に牽引されて、全体では引き続き成長すると予想されます。他方、日本経済は、デフレ脱却と成長を目指す国の政策に支えられ、輸出・設備投資・個人消費が堅調に推移し、回復する見通しです。

原油情勢については、需要は堅調に増加するものの、米国を中心とする非OPEC諸国が、原油価格の下落を背景に生産量を減少させることが見込まれ、これに伴い、今後、原油価格は緩やかに上昇してゆくと考えられます。その一方で、投機資金の動向や中東諸国等の地政学的影響による短期的な乱高下も懸念されます。

また、国内の石油製品は、低燃費車の普及と燃料転換がさらに進展することで需要減退が進み、供給過剰感が高まると予想される一方、新興国における石油製品・石油化学製品の需要増加は、経済発展に合わせて着実に進展してゆくと想定されます。

イ. 当社グループの課題

こうした中、当社は、環境の変化に左右されない事業基盤を構築した上で、さらなる発展を目指すべく、厳選しつつも果敢な施策を講じてまいりたいと存じます。

具体的には、今後も当社のコアビジネスであり続ける石油精製販売事業については、石油化学製品も含めたサプライチェーンの効率化を一層進展させるべく、調達面では、安定的な高採算原油の確保や収益性を高める原油在庫の運用を推し進め、生産面では、まずは、製油所・製造所の安全・安定操業に一丸となって取り組み、これを確実なものとするとともに、戦略的な設備投資の実施と一層の効率化・経費節減の追求により、製油所・製造所の国際競争力を強化いたします。また、エネルギー供給構造高度化法に対応した最適な供給体制の構築についても、引き続き検討を進めます。販売面では、「ENEOS」のブランド価値を一層向上させるべく、SSにおける基本接客力・技術対応力を強化し、お客様満足度の向上に注力いたします。加えて、需要期に合わせた魅力的な集客企画や家庭向け電力販売との連携により、来店者数の増加と既存顧客による

利用拡大を目指します。さらには、石油・ガス・電気供給に関する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のスポンサー企業としての立場を最大限に活用し、当社商品・サービスの訴求力の向上を図ります。

また、多様化するお客様のエネルギーニーズに的確に対応する「エネルギー変換企業」としての発展も進め、将来の収益の柱となる電気、ガス、石炭、水素等の各事業をそれぞれの環境・ステージに応じて着実に成長させてまいります。とりわけ、電気事業に関して、業務用・産業用電力の拡販に努めるとともに、平成28年4月に開始した家庭向け電力販売については、早期の収益化に全力を傾注いたします。また、これら電力販売の拡大に伴い増強すべき電源開発についても、天然ガス火力発電をはじめとする競争力の高い電源の獲得に向けて積極的に検討を進めます。ガス事業については、低炭素社会を望む時流に応えることにより需要を確実に取り込むとともに、海外における天然ガス液化事業の新規権益取得にも取り組み、液化事業から国内販売、そして発電事業に至るまでのバリューチェーン全体の競争力を強化してまいります。さらには、ガスシステム改革後の事業参入に向けた検討を積極的に推進いたします。石炭事業については、国内外において新設が計画されている高効率石炭火力発電所向けの需要獲得を目指すことで収益確保に取り組みます。加えて、水素事業については、水素社会の実現に向けた国の施策や燃料電池自動車の普及動向を見据えつつ、育成してゆく所存です。

さらには、成長戦略として、石油製品・石油化学製品の需要拡大が見込まれる新興国や安定した需要を持つ国・地域における事業拡大を積極的に推進してまいります。具体的には、付加価値の高い潤滑油・基礎化学品と、「技術立脚型」で、より付加価値の高い機能化学品について、それぞれの事業・商品に関する需要とリスクを迅速かつ的確に把握した上で、世界各地に事業領域を広げ、一層の発展を遂げてゆく考えです。また、ベトナムにおいて参入することとした石油製品販売事業については、戦略的パートナーとなるVietnam National Petroleum Group社に当社の知見・ノウハウを提供し、同社の発展・収益拡大を加速させるほか、サプライチェーンにおけるあらゆるビジネスの可能性を検討してまいります。これらに留まらず、当社の強みを発揮できる領域での海外事業展開も積極的に検討し、将来的な成長戦略も描いてゆく所存です。

これら重点課題に関する取組みに加えて、JXグループと東燃ゼネラルグループとの経営統合については、着実に交渉を進め、よりよい形で成し遂げることにより、「国際的な競争力を有するアジア有数の総合エネルギー・資源・素材企業グループ」となり、もって、企業価値の最大化を図ってまいります。

以上のとおり、厳しい事業環境下にあります。この難局を打開し、世界有数の「総合エネルギー企業」として発展してゆくため、各施策に全力で取り組んでまいります。株主およびご関係の皆様におかれましては、今後とも、格別のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社の油種別販売数量

油種	前期 (平成26年度) 万KL	当期 (平成27年度) 万KL	前期比 万KL
揮発油	1,767	1,781	14
(ハイオク)	(206)	(206)	0
(レギュラー)	(1,551)	(1,564)	13
ナフサ	386	417	31
ジェット	167	155	△12
灯油	579	581	2
軽油	1,224	1,228	4
A重油	492	492	0
C重油	708	611	△97
(電力C重油)	(501)	(409)	△92
(一般C重油)	(207)	(202)	△5
内需燃料油計	5,323	5,264	△59
原油	271	202	△69
潤滑油・特品	312	286	△26
化学品 (万t)	602	642	40
輸出燃料油	912	1,133	221
LPG (万t)	32	35	3
石炭 (万t)	689	675	△14
ジョイント等除き計	8,141	8,238	97
ジョイント等	2,046	2,208	162
総合計	10,187	10,446	259

(注) 輸出燃料油の数量には、大阪国際石油精製株式会社による輸出燃料油の数量を含みます。

(4) 資金調達の状況

当期末における当社の借入金総額は9,357億円であり、当期中の資金調達のうち重要なもの（長期借入）は、次のとおりです。

借入先の名称	借入額 (百万円)	借入期間
JXファイナンス株式会社	100,000	6年
//	100,000	6年

(5) 設備投資の状況

当期における当社の設備投資の総額は、1,081億円であり、その主な内容は、SSの新設・改造、水素ステーションの新設ならびに鹿島製油所における「溶剤脱れき装置」の建設および「ボイラ・タービン発電設備」の改造などに関するものです。

(6) 吸収分割の状況

当社は、不織布事業の競争力を強化するために、平成27年10月1日付で、JX ANCI株式会社に同事業の一部を吸収分割の方法により、承継させました。

(7) 他の会社の株式等の取得の状況

当社は、SKグループと共同で潤滑油ベースオイル製造事業を実施するため、平成24年10月5日付で、SKルブリカンツ株式会社の100%子会社であり、ベースオイル製造装置を保有するYubase Manufacturing Asia Co.,Ltd.の転換社債を取得し、これを平成27年9月24日付で株式に転換したことにより、同社の全株式の30%を取得しました。

(8) 当社の財産および損益の状況

区 分 \ 会計年度	第198期 (平成24年度)	第199期 (平成25年度)	第200期 (平成26年度)	第201期 (平成27年度)
売 上 高 (百万円)	8,736,833	9,604,552	8,156,532	6,369,501
経 常 損 益 (百万円)	119,456	34,794	△294,272	△95,557
当 期 純 損 益 (百万円)	97,850	39,240	△227,909	△71,060
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	52円15銭	20円91銭	△121円47銭	△37円87銭
総 資 産 (百万円)	4,076,536	3,996,142	3,259,965	2,889,020
純 資 産 (百万円)	977,933	989,260	722,577	629,644

(9) 重要な親会社および子会社 (平成28年3月31日現在)

ア. 重要な親会社

会 社 名	本 社 所在地	資本金 (百万円)	当社への 議決権比率 (%)	主要な事業内容
JXホールディングス株式会社	東京都千代田区	100,000	100.0	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社およびグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務

(注) 当社は、原油購入代等にかかる債務について、JXホールディングス株式会社から支払保証を受けておりますが、同社は当社の100%親会社であり、利益相反関係にはありません。

イ. 重要な子会社

会社名	本社所在地	資本金 (百万円)	議決権 比率 (%)	主要な事業内容
株式会社ENEOSフロンティア	東京都中央区	495	100.0	石油製品の販売
JXトレーディング株式会社	東京都中央区	330	100.0	自動車関連用品の販売、各種機器のリースおよびスポーツ施設の運営
株式会社ENEOSサンエナジー	東京都港区	100	100.0	石油製品の販売
和歌山石油精製株式会社	海 南 市	4,420	99.9	石油製品の製造および販売
JXオーシャン株式会社	横 浜 市	4,000	81.1	原油および石油製品の海上輸送
鹿島石油株式会社	東京都千代田区	20,000	70.7	石油製品の製造
J&Sフリートホールディングス株式会社	名古屋	100	60.0	石油製品販売事業を営む子会社の経営管理
大阪国際石油精製株式会社	高 石 市	5,000	51.0	石油製品の製造および販売
株式会社ジャパンガスエナジー	東京都港区	3,500	51.0	LPガスの輸入および販売
ENEOSグローブ株式会社	東京都千代田区	2,000	50.0	LPガスの輸入および販売
JX Nippon Oil & Energy (Australia) Pty Limited	オーストラリア	(千豪ドル) 488,985	100.0	石炭採掘および販売会社への投融資
JX Nippon Oil & Energy Korea Corporation	韓 国	(千ウォン) 950,000	100.0	石油化学製品の製造および販売
NIPPON OIL FINANCE (NETHERLANDS) B.V.	オランダ	(千ユーロ) 9,076	100.0	LNG開発会社への出資および関係会社への資金貸付
JX Nippon Oil & Energy Europe Limited	英 国	(千米ドル) 6,000	100.0	原油および石油製品の売買
JX Nippon Oil & Energy USA Inc.	米 国	(千米ドル) 3,000	100.0	石油製品の販売
LEO Ocean Pte.Ltd.	シンガポール	(千シンガポールドル) 3,000	100.0	原油および石油製品の海上輸送
JX Nippon Oil & Energy Asia Pte. Ltd.	シンガポール	(千シンガポールドル) 300	100.0	石油製品の販売
Irvine Scientific Sales Company., Inc.	米 国	(千米ドル) 19	100.0	医薬品製造および不妊治療に用いられる培地の製造ならびに販売
JX Nippon Chemical Texas INC.	米 国	(千米ドル) 5	100.0	ENBの販売ならびに感圧紙溶剤、絶縁油等の製造・販売
捷克斯(広州)潤滑油有限公司	中 国	(千米ドル) 40,300	93.2	潤滑油の製造および販売

- (注) 1. 各社に対する議決権の比率については、JXグループ全体が有する議決権を含めて計算しております。
 2. 株式会社ENEOSフロンティアと株式会社ENEOSネットとは、平成27年7月1日付で株式会社ENEOSフロンティアを存続会社として合併を行いました。また、株式会社ENEOSフロンティアは、平成27年7月1日付で、同社の直売事業を株式会社ENEOSサンエナジーに吸収分割しました。
 3. JXトレーディング株式会社は、平成27年9月24日付で、本店を東京都中央区に移転しました。

(10) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社は、石油製品（ガソリン、灯油、潤滑油等）の精製・販売、ガス・石炭の輸入・販売、石油化学製品の製造・販売、電気の供給および燃料電池・太陽電池の販売ならびにこれらに付帯する事業を営んでおります。

- (注) 家庭用燃料電池事業については、平成27年3月末をもって開発・製造を終了しました。これに伴い、主要な事業内容のうち、「燃料電池、太陽電池等の開発・製造・販売」を「燃料電池・太陽電池の販売」に変更しました。

(11) 主要な事業所 (平成28年3月31日現在)

事業所区分	本社所在地または事業所名およびその所在地	
本 社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号	
研 究 所	中央技術研究所（横浜市）	
製 油 所 ・ 製 造 所	仙台製油所（仙台市） 根岸製油所（横浜市） 水島製油所（倉敷市） 大分製油所（大分市） 川崎製造所（川崎市） 知多製造所（知多市）	鹿島製油所（神栖市） 大阪製油所（高石市） 麻里布製油所（山口県玖珂郡和木町） 室蘭製造所（室蘭市） 横浜製造所（横浜市）
支 店	北海道支店（札幌市） 関東第1支店（東京都中央区） 東京支店（東京都中央区） 関西支店（大阪市） 九州支店（福岡市）	東北支店（仙台市） 関東第2支店（東京都中央区） 中部支店（名古屋市） 中国支店（広島市） 沖縄支店（那覇市）
事 務 所	アブダビ事務所（アラブ首長国連邦） 北京事務所（中国） ニューデリー事務所（インド） ニューヨーク事務所（米国） 台北事務所（台湾） ヨハネスブルグ事務所（南アフリカ共和国） ロンドン事務所（英国）	

- (注) 1. 上記には、当社の重要な子会社である鹿島石油株式会社および大阪国際石油精製株式会社の製油所を含めております。
2. 平成27年10月1日付で、関東第1支店、関東第2支店および東京支店を東京都千代田区から上記所在地に移転しました。
3. 平成28年1月1日付で、本社を東京都千代田区大手町二丁目6番3号から上記所在地に移転しました。
4. 米国のニューヨーク事務所は、新たに設立した米国現地法人（JX Nippon Oil & Energy (Americas) Inc.）にその機能を移管したことに伴い、平成28年3月31日限りで廃止しました。
5. 台湾の台北事務所は、新たに設立した台湾現地法人（台湾捷客斯機能化学品股份有限公司）にその機能を移管したことに伴い、平成28年4月30日限りで廃止しました。
6. 平成28年5月1日付で、フィリピンのマニラに新たに事務所を設置しました。

(12) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数
6,132名 (32名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から外部への出向者を除き、外部から当社への出向者を含む。）です。
2. 従業員数の（ ）内は、臨時従業員数です（外数、年間平均雇用人数）。

(13) 主要な借入先および借入額（平成28年3月31日現在）

借入先の名称	借入額残高（百万円）
JXファイナンス株式会社	550,102
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	289,300

2. 当社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000,000株
- (2) 発行済株式総数 1,876,308,343株
- (3) 株主数 1名
- (4) 株主

株主名	当該株主の当社に対する議決権比率（%）
JXホールディングス株式会社	100.0

3. 当社の役員に関する事項

取締役および監査役の氏名、地位、担当等（平成28年3月31日現在）

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
杉 森 務	代表取締役社長	社長執行役員 JXホールディングス株式会社取締役
黒 崎 猛	取締役	副社長執行役員 社長補佐
平 山 芳 樹	取締役	副社長執行役員 社長補佐
内 島 一 郎	取締役	副社長執行役員 社長補佐 JXホールディングス株式会社取締役
西 島 弘 也	取締役	常務執行役員 新エネルギーカンパニー・プレジデント
中 野 治 雄	取締役	常務執行役員 機能化学品カンパニー・プレジデント
荒 木 康 次	取締役	常務執行役員 潤滑油カンパニー・プレジデント
細 井 裕 嗣	取締役	常務執行役員 原油外航部・需給部・物流管理部管掌
佐 藤 宏 之	取締役	常務執行役員 基礎化学品部・アロマ部管掌
野 呂 隆	取締役	常務執行役員 製造部・技術部管掌
花 谷 清	取締役	常務執行役員 販売部・リテール販売部・産業燃料部管掌
原 享	取締役	常務執行役員 リソーシズ&パワーカンパニー・プレジデント

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
松澤永泰	監査役	
松尾博一	監査役	
中野紳一郎	監査役	
大村直司	監査役	JXホールディングス株式会社常勤監査役
瀬戸川隆	監査役	JXホールディングス株式会社常勤監査役

- (注) 1. 野呂 隆、花谷 清および原 享の各氏は、平成27年6月25日開催の第200回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任しました。
2. 木村 康、池田道雄、櫻井初則および内田友申の各氏は、平成27年6月25日開催の第200回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役に退任しました。
3. 中野紳一郎氏は、平成27年6月25日開催の第200回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任しました。
4. 佐藤昌宏氏は、平成27年6月25日開催の第200回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役に退任しました。
5. 平山芳樹、内島一郎、中野治雄および荒木康次の各氏は、平成28年3月31日限りで、辞任により取締役に退任しました。
6. 岩井清祐、五十嵐仁一、田口 聡および桑原 豊の各氏は、平成28年2月23日付臨時株主総会において、同年4月1日付で新たに取締役に選任され、就任しました。なお、各氏の担当につきましては、次のとおりです。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
岩井清祐	取締役	常務執行役員 秘書室・総合企画部・経理部・人事部管掌
五十嵐仁一	取締役	常務執行役員 社会環境安全部・品質保証部・中央技術研究所管掌
田口 聡	取締役	常務執行役員 監査部・水島安全監査室・広報部・情報システム部・総務部・危機管理部管掌
桑原 豊	取締役	常務執行役員 新エネルギーカンパニー・プレジデント

7. 平成28年4月1日付で、次のとおり取締役に一部変更しました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
西島弘也	取締役	副社長執行役員 社長補佐
野呂 隆	取締役	常務執行役員 製造部・工務部・技術部管掌

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、株主総会における決議を経ないで直ちにその会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査役全員の同意によってその会計監査人を解任することとします。

また、監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当すると認めた場合であって、その会計監査人を解任すべきまたは再任すべきではないと判断したときは、その会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定することとします。

ア. 会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合

イ. 法令違反による行政処分または日本公認会計士協会の定めるところによる処分を受けた場合

ウ. 会計監査の適正化および効率化を図ることが妥当であると判断した場合

(3) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

ア. 処分対象

新日本有限責任監査法人

イ. 処分内容

- ① 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ② 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

ウ. 処分の理由

- ① 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期および平成25年3月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ② 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

5. 当社の内部統制システムの整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システムの整備についての決議の内容

当社の会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）の整備についての決議の内容は、次のとおりです。なお、2015年5月に会社法施行規則が改正されたことに合せて、2015年4月に「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」を改正いたしました。

当社は、JXグループにおいて、石油精製・販売を中心とするエネルギー事業を担う中核事業会社として、「エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、持続可能な経済・社会の発展に貢献します」との「JXグループ理念」、ならびに、「高い倫理観、新しい発想、社会との共生、信頼の商品・サービス、地球環境との調和」を掲げる「JXグループ行動指針」のもと、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。また、内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認することとし、不備があった場合はこれに適切に対応し、更に、必要に応じてこの基本方針を見直し、もって、内部統制の実効性の確保および不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を適切に整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。また、「コンプライアンス規程」その他の規程類に基づく各コンプライアンス活動を体系的かつ計画的に実行し、法令違反行為等の発生防止のために適切な措置を講じる。
- (2) 法令違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、「コンプライアンスホットライン規程」およびJXホールディングス株式会社（以下「JXHHD」という。）の「JXグループ内部通報制度基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (3) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」および「取締役会付議基準」の定めに従い、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。
- (4) 内部監査を担う監査部を設置し、各部門から独立した監査を実施する。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、企業活動における反社会的勢力の介入を防止するため、「反社会的勢力対応基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の執行は原則として文書によることとし、各職制の決裁書類その他の文書の作成・管理等を行うため、「文書規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成する。
- (3) 会社情報の不正な使用・開示・漏えいを防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うため、「情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護要領」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、社内研修などの機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出のうえ、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務・会計・税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。
- (2) 経済・金融情勢の激変、原油その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生等、企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するため、「デリバティブ取引等実施・管理規程」、「安全保障貿易管理規程」および「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (3) 経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」および「権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。
- (2) 社長決裁事項については、その協議機関として経営会議を設置のうえ、原則として経営会議にこれを付議し、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。
- (3) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。
- (4) 中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度・目標管理制度などの経営管理制度を整備・運用する。

5. 親会社および子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「JXグループ理念」および「JXグループ行動指針」については、JXグループ共通の経営理念として、当社および当社グループ会社において、その浸透・徹底を図る。
- (2) JXHDにおいて、JXグループ全体の経営計画が適切に策定され、また、当社の重要な業務執行案件について適切な意思決定がなされるようにするために、当社社長がJXHDの非常勤取締役就任するとともに、必要に応じて、JXHDの経営会議に当社の役員・従業員が出席する。
- (3) 当社グループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、当社の「取締役会規則」、「取締役会付議基準」および「グループ会社運営規程」においてこれを定め、この定めに従い当社の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告する。また、当社および当社グループ会社の業務執行案件のうち、JXHDの取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、JXHDの「取締役会規則」および「組織・権限規程」の定めに従い、JXHDの取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告する。
- (4) JXHD、当社を含む中核事業会社およびその他のグループ会社の主な役割等、JXグループの運営に関する基本的事項については、JXHDが「JXグループ運営規程」において定める。当社および当社グループ会社は、JXHDの「JXグループ運営規程」その他の規程類のうち、当社および当社グループ会社に適用があるものについて、これを遵守する。
- (5) JXグループとしての財務報告の信頼性を確保するために、JXHD、当社を含む中核事業会社およびその他のグループ会社を包含した内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 法令、規程類等の教育・周知、法令遵守状況の点検、内部通報制度等のコンプライアンスに関する制度については、当社および当社グループ会社の各事業特性を勘案しつつ、JXHD、当社を含む中核事業会社およびその他のグループ会社を包含したものととしてこれを整備・運用する。
- (7) 内部統制経営会議および内部統制部長会議ならびにJXHDが開催するJXグループ内部統制会議およびJXグループ内部統制委員会において、当社および当社グループ会社の内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、必要に応じて不備への是正対応について協議することにより、当社および当社グループ会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査役が監査を円滑に遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役の求める事項について、当社および当社グループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。
- (3) 当社および当社グループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査役に当該事実等を報告するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (4) 監査役への報告、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにするため、「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査役と定期的に会合をもち、経営課題等に関して意見交換を行う。
- (6) 内部監査を担う監査部が監査役と緊密な連携を保つよう努める。
- (7) 執行部門から独立した組織として、監査役事務室を設置し、専任の従業員が監査役の職務を補助する。また、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、監査役との事前の協議を経て、これを決定する。
- (8) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務については、監査役からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。なお、当社は、当社および当社グループの内部統制システムの運用状況につき、内部統制経営会議および内部統制部長会議においてモニタリングのうえ、取締役会（平成28年5月9日開催）に報告しています。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき、規程類の整備や遵法状況点検を行い、その活動の状況および結果については、コンプライアンス委員会において確認しています。
- (2) 「コンプライアンスホットライン規程」に基づき、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用しています。

- (3) 「取締役会規則」に基づき、当期は17回取締役会を開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行状況の報告を受けています。
- (4) 監査部は、監査計画を策定し、同計画に基づき内部監査を実施しています。
- (5) 「反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のための取引先調査および契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書の作成、管理等について定める「文書規程」に基づき、原則として文書により職務を執行し、職制別の決裁書類を作成して、これらを適切に保存・管理しています。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を作成しています。
- (3) 「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護要領」等の規程類に基づき、機密情報および個人情報を含む会社情報を適切に管理しています。
- (4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要な業務執行案件を取締役に付議するに当たっては、必要に応じ外部アドバイザーの意見を徴するとともに、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にしています。
- (2) 「デリバティブ取引等実施・管理規程」、「安全保障貿易管理規程」等に基づき、企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析しています。
- (3) 当社または当社グループの経営に影響を及ぼすような天災・事故等の危機・緊急事態が発生した場合に備えて「危機・緊急事態対応規程」を制定するとともに、当該危機・緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、その結果を検証しています。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「組織規程」および「権限規程」において定められた機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限に基づき、職務を執行しています。
- (2) 社長決裁に当たっては、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行うべく、その協議機関である経営会議を開催しています。
- (3) 取締役会決議事項については、原則として、事前に社長決裁を経ています。
- (4) 中期経営計画に基づき、年度予算および数値目標を定めるとともに、経営会議および取締役会において、その進捗状況について確認しています。

5. 親会社および子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「JXグループ理念」および「JXグループ行動指針」の浸透・徹底を図るため、社内研修やCSRアンケート等を継続的に実施しています。
- (2) JXホールディングス株式会社（以下「JXHD」という。）の取締役会および経営会議において、JXグループ全体の経営計画が適切に策定され、また、当社の重要な業務執行案件について適切な意思決定がなされるようにするため、当社社長および副社長が、JXHDの取締役会および経営会議に出席しています。
- (3) 当社グループ会社の重要な業務執行案件については、当社の「取締役会規則」および「グループ会社運営規程」の定めに従い、当社の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告しています。また、当社および当社グループ会社の重要な業務執行案件については、JXHDの「取締役会規則」および「組織・権限規程」の定めに従い、JXHDの取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告しています。
- (4) 「グループ会社運営規程」のほか、当社グループ各社に適用される規程類を定め、当該各社に対してこれを遵守させるとともに、遵守状況についてコンプライアンス委員会において確認しています。
- (5) 金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。
- (6) 当社グループ各社に対して「JXグループコンプライアンス活動基本規程」を自社の規程として制定し、これに基づき規程類の整備や法令遵守状況の点検等のコンプライアンス活動を実施することを求め、その活動状況について、コンプライアンス委員会において確認しています。
- (7) 当社および当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況について毎年調査を実施し、その結果について、内部統制経営会議および内部統制部長会議ならびにJXグループ内部統制会議およびJXグループ内部統制委員会において報告するとともに、必要に応じて改善を図っています。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査環境の整備に協力しています。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べており、監査役の求める事項については、適切に報告しています。
- (3) 「危機・緊急事態対応規程」等に基づき、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等は、直ちに監査役に報告しています。
- (4) 「コンプライアンスホットライン規程」等に基づき、監査役への報告、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者に対し、不利な取扱いをしていません。
- (5) 監査役が代表取締役その他の経営陣と経営課題等に関する意見交換を行うべく、定期的な会合をもっています。
- (6) 内部監査部門からの監査計画および監査の実施状況の報告等を通じて、監査役が当社の経営に関する情報を適切に把握できる環境を整備しています。
- (7) 監査役事務室を設置し、監査役の職務を補助するための専任の従業員が、監査役の指示のもと業務を遂行するとともに、当該従業員の評価、異動等の人事処遇については、常勤監査役と事前協議のうえこれを決定しています。
- (8) 当社は、監査役の職務の執行にかかる費用または債務について、監査役からの請求に基づき、これを負担しています。

以 上

(注) 本事業報告中に記載の数値については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しています。

貸借対照表(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,298,375	流動負債	1,586,076
現金預金	44,686	買掛金	342,171
受取手形	472	短期借入金	421,361
売掛金	470,767	未払金	636,910
商品および製品	236,525	未払法人税等	1,470
原材料および貯蔵品	326,341	未払費用	23,529
前払費用	2,080	リース債務	602
繰延税金資産	49,781	預り金	108,021
短期貸付金	52,116	賞与引当金	13,589
その他の流動資産	115,840	債務保証損失引当金	495
貸倒引当金	△237	資産除去債務	471
固定資産	1,590,644	その他の流動負債	37,453
有形固定資産	1,134,340	固定負債	673,299
建物	93,649	長期借入金	514,318
構築物	132,641	退職給付引当金	78,920
油槽	32,533	修繕引当金	46,523
機械装置	193,712	リース債務	2,648
車両運搬具	1,347	資産除去債務	12,204
工具器具備品	7,990	その他の固定負債	18,683
土地	651,078	負債合計	2,259,376
リース資産	3,215	(純資産の部)	
建設仮勘定	18,171	株主資本	639,129
無形固定資産	28,762	資本金	139,437
借地権	6,565	資本剰余金	426,180
利用権	1,895	資本準備金	265,679
ソフトウェア	20,084	その他資本剰余金	160,501
リース資産	115	利益剰余金	73,511
その他の無形固定資産	101	利益準備金	28,026
投資その他の資産	427,541	その他利益剰余金	45,484
投資有価証券	9,683	固定資産圧縮積立金	26,797
関係会社株式	285,361	繰越利益剰余金	18,687
長期貸付金	27,971	評価・換算差額等	△9,485
繰延税金資産	72,007	その他有価証券評価差額金	1,812
差入保証金	15,268	繰延ヘッジ損益	△11,297
長期前払費用	10,017	純資産合計	629,644
その他の投資	8,864	負債および純資産合計	2,889,020
貸倒引当金	△1,633		
資産合計	2,889,020		

損益計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		6,369,501
売上原価		6,184,665
売上総利益		184,836
販売費および一般管理費		324,183
営業損失		139,347
営業外収益		
受取利息	1,332	
受取配当金	32,678	
資産賃貸収入	11,660	
為替差益	217	
雑収入	9,429	55,318
営業外費用		
支払利息	8,195	
雑損失	3,332	11,527
経常損失		95,557
特別利益		
固定資産売却益	6,065	6,065
特別損失		
固定資産売却損	1,782	
固定資産除却損	4,181	
減損損失	5,515	
その他の特別損失	5,283	16,762
税引前当期純損失		106,254
法人税、住民税および事業税		△6,795
法人税等調整額		△28,397
当期純損失		71,060

株主資本等変動計算書(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	139,437	265,679	161,809	427,488	28,026	16,531	78,286	29,334	152,178	719,104
当期変動額										
剰余金の配当				-				△7,606	△7,606	△7,606
当期純損失(△)				-				△71,060	△71,060	△71,060
会社分割による減少			△1,307	△1,307					-	△1,307
特別償却準備金の取崩				-	△16,531			16,531	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△51,488		51,488	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-					-	-
当期変動額合計	-	-	△1,307	△1,307	-	△16,531	△51,488	△10,647	△78,666	△79,974
当期末残高	139,437	265,679	160,501	426,180	28,026	-	26,797	18,687	73,511	639,129

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	2,242	1,230	3,473	722,577
当期変動額				
剰余金の配当			-	△7,606
当期純損失(△)			-	△71,060
会社分割による減少			-	△1,307
特別償却準備金の取崩			-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△430	△12,527	△12,958	△12,958
当期変動額合計	△430	△12,527	△12,958	△92,933
当期末残高	1,812	△11,297	△9,485	629,644

Ⅰ 個別注記表Ⅰ

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

イ. その他有価証券

(ア) 時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(イ) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品および原材料については総平均法、貯蔵品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、各勘定に含まれる未着商品、未着原材料については、個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15～50年

構築物 7～50年

油槽 10～15年

機械装置 4～17年

②無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

均等償却によっております。

④長期前払費用

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

- ④修繕引当金 将来の修繕費用の支出に備えるため、消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用および製油所の機械装置に係る定期点検費用等を期間配分し、当事業年度に対応する額を計上しております。
- ⑤債務保証損失引当金 保証履行の可能性が高い保証債務等に係る支出に備えるため、求償権の行使による回収可能性を検討し、損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保提供資産

ア. 有形固定資産 509,064百万円

イ. 投資有価証券 92百万円

②上記に対応する債務

ア. 未払金 160,216百万円

イ. その他の固定負債 899百万円

(注) 担保提供資産に対応する債務は、②以外に水島エコワークス株式会社の日本政策投資銀行等からの長期借入金(3,138百万円)および大阪国際石油精製株式会社の未払揮発油税(21,523百万円)があります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

2,293,606百万円

(3) 保証債務等

①関係会社ほかの借入金に対する債務保証額 50,872百万円

②従業員の借入金(財形住宅融資金)に対する債務保証額 2,867百万円

③保証予約 124,838百万円

(4) 国庫等補助金による圧縮記帳額

①建物 1,486百万円

②構築物 6,618百万円

③油槽 304百万円

④機械装置 27,580百万円

⑤車両運搬具 75百万円

⑥工具器具備品 67百万円

⑦ソフトウェア 232百万円

⑧その他 20百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①金銭債権

ア. 短期金銭債権 149,897百万円

イ. 長期金銭債権 4,243百万円

②金銭債務

ア. 短期金銭債務 139,062百万円

イ. 長期金銭債務 189百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

①売上高	1,261,472百万円
②仕入高	599,832百万円
③販売費および一般管理費	59,346百万円

(2) 営業取引以外の取引 14,013百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 1,876,308,343株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成27年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

ア. 配当金の総額 7,606百万円

イ. 効力発生日 平成27年6月26日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

固定資産減損損失	39,064百万円
退職給付引当金	24,180百万円
投資有価証券・関係会社株式評価減	12,353百万円
繰越欠損金	187,136百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	15,237百万円
その他	59,773百万円

繰延税金資産小計 337,746百万円

評価性引当額 △124,474百万円

繰延税金資産合計 213,272百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	△11,960百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	△70,496百万円
その他	△9,025百万円

繰延税金負債合計 △91,483百万円

繰延税金資産の純額 121,788百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.34%から平成28年4月1日に開始する事業年度および平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,035百万円減少し、法人税等調整額が6,324百万円、その他有価証券評価差額金が38百万円、繰延ヘッジ損益が250百万円、それぞれ増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース契約により使用する固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、主にSSの建物および構築物等ならびにコージェネ事業に使用している自家発電設備、ディーゼル発電機およびその周辺機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、主としてJXファイナンス株式会社からの借入により資金を調達しております。一時的な余資は借入金の返済に充当しております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、信用取引規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の用途は運転資金（短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップを実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブは商品価格、為替、金利等の変動リスクを回避するために実需の範囲内で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
①売掛金	475,418	475,418	－
②投資有価証券	2,827	2,827	－
③買掛金	(346,822)	(346,822)	－
④短期借入金 (*2)	(354,402)	(354,402)	－
⑤未払金	(636,910)	(636,910)	－
⑥長期借入金 (*2)	(581,278)	(594,123)	12,844
⑦デリバティブ取引 (*3)	(23,000)	(22,871)	129

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内返済の長期借入金は、「長期借入金」に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

①売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

②投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

③買掛金、④短期借入金、および⑤未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑥長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑦デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	非上場株式	6,857
関係会社株式	非上場株式	285,361

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価評価の対象資産には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	JXホールディングス(株)	被所有 直接100%	経営管理の委託 役員の兼任	債務被保証 (*1)	百万円 122,916	—	百万円 —

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	鹿島石油(株)	所有 直接70%	当会社製品の 製造委託 債務保証 役員の兼任	債務保証等 (*2)	百万円 43,500	—	百万円 —
子会社	大阪国際石油精製(株)	所有 直接51%	当会社たな卸 資産の販売 たな卸資産の購入 事業資金の貸付	商品の仕入他 (*3)	222,554	買掛金	10,450
				資金の貸付 (*4)	126,510	未払金 短期貸付金	31,308 46,435
				利息の受取 (*4)	230	—	—
子会社	JXオーシャン(株)	所有 直接81% 間接0.02%	外航海運業に おける海上輸 送サービス	債務保証等 (*5)	42,221	—	—

兄弟会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	JXファイナンス(株)	無	事業資金の借入	資金の返済 (*6)	百万円 180,660	短期借入金	百万円 65,102
				資金の借入 (*7)	200,000	長期借入金	485,000
				利息の支払 (*6) (*7)	5,986	—	—
親会社の子会社	JX NIPPON FINANCE NETHERLANDS B.V.	無	事業資金の借入	資金の返済 (*8)	38,845	短期借入金	—
				利息の支払 (*8)	22	—	—

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (*1) 当会社の原油購入代等について取引保証等を受けているものであり、保証料は支払っておりません。
- (*2) JXファイナンス(株)からの借入について債務保証等を行ったものであり、保証料については受領しておりません。
- (*3) 商品の仕入については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
- (*4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*5) JXファイナンス(株)、JX NIPPON FINANCE NETHERLANDS B.V.からの借入について債務保証等を行ったものであり、保証料については受領しておりません。
- (*6) 資金の短期借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当会社はJXファイナンス(株)より運転資金の借入を行う一方、余裕資金が発生した場合は日々これを借入金の返済に充当しております。よって、取引金額については借入と返済をネット表示しております。
- (*7) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*8) 資金の短期借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当会社はJX NIPPON FINANCE NETHERLANDS B.V.より運転資金の借入を行う一方、余裕資金が発生した場合は日々これを借入金の返済に充当しております。よって、取引金額については借入と返済をネット表示しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 335円58銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 37円87銭 |

独立監査人の監査報告書

平成28年5月12日

JXエネルギー株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅	村	一	彦	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木	村		徹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小宮山	高	路		印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、JXエネルギー株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第201期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告

第201期

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 監査の方法と内容

各監査役は、法令、監査役協議会規則、監査役監査基準の定めるところに従い、誠実に監査を実行しました。具体的には、取締役会その他重要な会議に出席して随時意見を述べ、疑問がある場合にはこれについて説明を求めました。また、必要に応じ、取締役、使用人等から職務の執行状況について報告を受けるとともに、重要な決裁書類、報告書の閲覧、本社、現業所、子会社に対する往査の実施等により、業務および財産の状況の調査に努めました。子会社に関しましては、JXホールディングス株式会社の連結対象会社を中心に子会社の取締役および監査役等と意思疎通を図り、必要に応じて経営状況や当面の課題等について報告を受けました。さらに、監査の実効を上げるべく、監査環境の整備に努めるとともに、内部監査部門との連携にも意を用いました。

また、内部統制システムに関する取締役会決議の内容とその整備・運用状況につきましては、これを重要な監査テーマと考えておりますので、普段から監視・検証に注力しております。

財務報告に関する内部統制については、取締役等から評価のプロセスや状況を聴取する一方、新日本有限責任監査法人に対し、随時、監査状況に関する説明を求めています。

会計監査につきましては、会計監査人に対し年間の監査計画の説明を求め、日常の監査活動が計画的かつ効率的に進められているか注視するとともに、損益等に重要な影響があると見込まれる会計処理上の問題点が発生した場合には、会計監査人から速やかに報告を受ける体制を整えており、これらを通して適正な監査が実施されているか監視および検証いたしました。なお、会計監査人から、独立性を保持し業務品質を確保するための体制が整備されている旨報告を受け、これを確認しております。

各監査役は、以上のとおり監査を実行し、当該事業年度の事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書の監査結果について、監査役協議会において協議、検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。なお、事業報告に記載されている親会社との取引につき、利益相反関係にはないとした記載は相当であると認めます。
- (4) 計算書類およびその附属明細書について、会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

JXエネルギー株式会社

常 勤	監 査	役	松 澤	永 泰	㊟
常 勤	監 査	役	松 尾	博 一	㊟
常 勤	監 査	役	中 野	紳 一 郎	㊟
	監 査	役	大 村	直 司	㊟
	監 査	役	瀬 戸 川	隆	㊟